

(9) 智頭急行株式会社 給与等状況報告書

1 従業員給与の状況 (平成30年度)

従業員数	給 与 費			
	給 料	従業員手当	賞 与	計
79 人	239,233 千円	57,587 千円	79,296 千円	376,116 千円

(注) 従業員手当は、退職手当、賞与を含みません。

2 従業員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成31年4月1日現在)

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
261,502 円	358,995 円	41 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の従業員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当 (賞与及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 従業員の初任給の状況 (平成31年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	169,100 円
	高校卒	147,500 円

4 従業員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成31年4月1日現在)

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備 考
	一般職	大学卒	— 円	— 円	282,800 円	— 円
高校卒		— 円	— 円	— 円	— 円	

5 従業員手当の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	内 訳								
賞 与	〔支給割合〕								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月期</td> <td style="text-align: center;">会社の業績を勘案して支給 1.93ヵ月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月期</td> <td style="text-align: center;">" 2.07ヵ月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">" 4.00ヵ月</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	支給割合	6月期	会社の業績を勘案して支給 1.93ヵ月	12月期	" 2.07ヵ月	計	" 4.00ヵ月
	区 分	支給割合							
	6月期	会社の業績を勘案して支給 1.93ヵ月							
12月期	" 2.07ヵ月								
計	" 4.00ヵ月								
〔平成30年度実績〕									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給総額</th> <th style="text-align: center;">支給従業員数</th> <th style="text-align: center;">1人当たり平均支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">79,296,349 円</td> <td style="text-align: center;">79 人</td> <td style="text-align: center;">1,003,751 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給従業員数	1人当たり平均支給額	79,296,349 円	79 人	1,003,751 円			
支給総額	支給従業員数	1人当たり平均支給額							
79,296,349 円	79 人	1,003,751 円							
退職手当	〔支給率〕								
	<p>退職金の支給は独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は、掛金月額との掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。</p>								
時間外勤務手当	〔平成30年度実績〕								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給総額</th> <th style="text-align: center;">支給従業員数</th> <th style="text-align: center;">1人当たり平均支給年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">19,916,617 円</td> <td style="text-align: center;">63 人</td> <td style="text-align: center;">314,142 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給従業員数	1人当たり平均支給年額	19,916,617 円	63 人	314,142 円		
支給総額	支給従業員数	1人当たり平均支給年額							
19,916,617 円	63 人	314,142 円							

区分	内 容			
	対象職員	支給月額		
役職手当	一定の管理または監督の地位にある従業員	職名に応じて定額を支給 部長 50,000 円 次長 40,000 円 課長 35,000 円		
		〔平成30年度実績〕		
		支給総額	支給従業員数	1人当たり平均支給月額
		1,680,000 円	4 人	35,000 円
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する従業員	ア 配偶者, 子以外の扶養親族		6,500 円
		イ 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子		9,200 円
		ウ 配偶者のない従業員の子のうち1人目まで		10,000 円
		イの3人目以降		1人につき3,000 円
		16~22歳までの子		1人につき5,000 円を加算
		〔平成30年度実績〕		
		支給総額	支給従業員数	1人当たり平均支給月額
		8,817,321 円	40 人	18,233 円
住宅手当	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている従業員、自ら所有する住宅に居住する従業員	借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高 30,000 円まで支給	
		〔平成30年度実績〕		
		支給総額	支給従業員数	1人当たり平均支給月額
		6,126,600 円	20 人	25,150 円
特殊勤務手当	専ら運転業務及び車掌業務に従事する者、運転士・車掌以外の従業員が運転士・車掌業務に従事した場合	職名に応じて定額を支給 運転士 20,000 円 車掌 5,000 円		
		〔平成30年度実績〕		
		支給総額	支給従業員数	1人当たり平均支給月額
		6,255,000 円	32 人	16,138 円
		職種に応じて乗務日数に日額を乗じて支給 運転手当 1,000円/日 車掌手当 250円/日		
〔平成30年度実績〕				
支給総額	支給従業員数	1人当たり平均支給月額		
10,000 円	15 人	56 円		

区分	内 容			
	対象職員	支給月額		
管理職社員特別勤務手当	災害等の対応のため正規の労働時間以外の公休日等又は深夜に勤務した管理職社員	公休日等出勤の場合 部長10,000円 次長・課長8,000円		
		公休日等以外の日の午前0時から午前5時に勤務した場合 部長 5,000円 次長・課長 4,000円 〔平成30年度実績〕		
		支給総額	支給従業員数	1人当たり 平均支給月額
		16,000 円	2 人	667 円
通勤手当	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している従業員	ア 交通機関等利用者	交通機関等が発行している最長期間の定期券の額をその期間にて除した額	
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 2,000 円から 31,600 円の範囲内で支給	
		〔平成30年度実績〕		
		支給総額	支給従業員数	1人当たり 平均支給月額
		14,387,706 円	75 人	16,008 円
		6 役員の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）		
区分	給料・報酬月額	期末手当	備 考	
常勤役員		なし	基本額の15.0%自主削減	
(代表取締役社長)	850,000 円			
(代表取締役常務)	815,000 円			
非常勤役員	0 円			
非常勤監査役	0 円			
〔平成30年度実績〕				
①常勤役員				
支給総額	支給役員数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)		
19,980,000 円	2 人	832,500 円		
※期末手当、通勤手当等、各種手当の支給なし				
②非常勤役員 該当なし				

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
子の扶養手当	9,200円	8,000円	鳥取県の制度を勘案し、制度見直しを行ったもの
時間外勤務及び休日勤務の時間が、1箇月について60時間を超えた場合の割増率	60時間を超えた労働時間1時間につき、100分の150の割増手当を支給	—	労働基準法の平成22年4月改正規定の一部が2019年4月1日から中小企業に適用されることに伴うもの

(2) 適用日 平成31年4月1日